

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会  
－電子入札規約－

平成 13 年 11 月 1 日制定

第 1 条（本規約の目的）

本規約は、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会（以下「甲」という）が電子入札を実施するにあたり、登録希望事業者の募集、登録、審査、電子入札参加資格の付与及び参加について定めたものである。

第 2 条（電子入札参加資格）

1 甲は、審査の結果、登録希望事業者が次の何れかに該当することが判明した場合、当該登録希望事業者の申込を承認しないことができるものとする。

- (1) 申込時記載事項における虚偽の記載があったとき。
- (2) 過去の入札もしくはこれに基づき受注した案件について義務の不履行があったとき。
- (3) 当該登録希望事業者が、支払停止もしくはそれに準ずる状況、その他当該登録希望事業者の業務を正常に遂行し得ない状態にあるとき。
- (4) その他、甲が不適切と判断したとき。

2 甲は、第 3 条にしたがって登録希望事業者の申込を承認した後であっても、甲が登録希望事業者として電子入札に参加することが不適切であると判断した場合、当該登録希望事業者の登録を取り消すことができるものとする。

第 3 条（登録手続き及び承認）

電子入札への参加承認は、登録希望事業者が次の手続を全て完了したことにより成立するものとする。

- (1) 本規約に同意すること。
- (2) 甲指定の申込様式に必要事項を入力し、甲指定の方法により申込をすること。
- (3) 登録内容に関し、甲が所定の基準により審査を行い電子入札への登録を認めた後、甲から「ID」及び「パスワード」の発行を受けること。（以下、これらの発行を受けた事業者を「登録事業者」という）

第 4 条（登録事業者の取り消し）

甲は、登録事業者が次の何れかに該当する場合は、当該登録事業者の電子入札参加資格を取消することができる。

- (1) 本規約に違反したとき。
- (2) 甲所定の登録基準を満たさない、あるいは満たさなくなったとき。
- (3) 本規約で定める電子入札もしくはこれに基づき受注した案件について、義務の不履行があったとき。

- (4) 横浜市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく指名停止及びこれに準ずる措置を受けたとき。
- (5) 支払停止もしくはそれに準ずる状況、その他業務を正常に遂行し得ない状態にあるとき。
- (6) 登録申込時の記載事項に虚偽の記載があったとき
- (7) 登録事業者から資格放棄の申し入れが甲にあった場合。
- (8) その他甲が電子入札への参加が不適切と判断したとき。

#### 第5条（登録事項の変更）

登録事業者は、登録申込事項に変更が生じた場合には、速やかに甲所定の手続に従って、変更内容を甲に連絡しなければならない。

#### 第6条（「ID」及び「パスワード」の管理）

- 1 登録事業者は「ID」及び「パスワード」を適正に管理する義務を負うものとする。
- 2 登録事業者は「ID」及び「パスワード」を第三者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならない。
- 3 前項に反して発生した損害に対する責任は登録事業者が負うものとする。
- 4 登録事業者は何らかの理由で「ID」及び「パスワード」が不正に使用された場合、あるいは不正に使用される可能性があるると判明した場合、直ちに甲に連絡の上、甲の指示に従うものとする。

#### 第7条（機密保持および情報管理）

- 1 登録事業者は、登録、電子入札、納入等を通じて入手した情報を第三者に漏洩してはならない。
- 2 甲は、登録、電子入札等を通じて入手した登録事業者についての情報に関しては厳重に管理し、本規約第1条に定める目的以外に使用しない。

#### 第8条（知的所有権）

- 1 電子入札のシステム及び電子入札実施において、甲が登録事業者に提供する一切の著作物に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的所有権は、「Tender-Site」提供元である三井物産株式会社または、三井物産株式会社の指定する者に帰属するものとする。
- 2 登録事業者は、本条に違反する行為を行わないだけでなく、本状に違反する行為を第三者にも行わせないものとする。
- 3 本状の規定は、登録抹消後も効力を有するものとする。

#### 第9条（電子入札の内容、利用方法および手続等）

1 電子入札の内容、利用方法及び手続等については、甲が別途定める規程によるものとする。

2 甲は、登録事業者への事前通知なくして電子入札の内容、利用方法及び手続等を変更することができるものとする。

#### 第10条（電子入札の一時的な中断及び終了）

甲は、次のいずれかの事由が生じた場合には、登録事業者に通知することなく、一時的に電子入札を中断及び終了することができる。

- (1) 電子入札のシステム保守を定期的にまたは緊急に行う場合。
- (2) 火災、停電等により電子入札のシステムを正常に稼働させることができなくなった場合。
- (3) 天災地変等の不可抗力により電子入札のシステムを正常に稼働させることができなくなった場合。
- (4) その他、運用上または技術上甲が電子入札の一時的な中断及び終了が必要と判断した場合。

2 本条により電子入札が中断又は終了した場合でも、甲は登録事業者、その他のいかなる者に対しても、いかなる責任も負担しないものとする。

#### 第11条（法令、規格の遵守）

登録事業者は、登録、入札、納入等の遂行に際し、国内外の関係する法律及び規格を遵守するものとする。

#### 第12条（損害賠償）

入札に参加した登録事業者が本規約に違反した場合、違反に係る全ての責任を当該登録事業者が負うものとする。

2 入札に参加した登録事業者が本規約に違反し、行った行為により甲もしくは第三者に損害を与えた場合は、当該登録事業者がかかる損害を賠償するものとする。

#### 第13条（存続条項）

第6条（「ID」および「パスワード」の管理）、第7条（機密保持及び情報管理）、第11条（法令、規格の遵守）、第12条（損害賠償）の条項は、登録事業者としての登録抹消後も、その効力は存続する。

#### 第14条（協議事項）

本規約及び所定の基準に定めのない事項、または本規約に関して発生する紛争は、甲と入札に参加した登録事業者双方で協議の上、解決を図るものとする。

第 15 条（管轄裁判所）

前条に基く協議が整わない場合の紛争解決、及び本規約に関する事項全般の専属的管轄裁判所は横浜地方裁判所とする。

第 16 条（本規約の改訂）

本規約を変更、改訂する場合は、本規約の改訂版を登録事業者あてE-M a i l を使用して連絡する。変更、改訂の効力はE-M a i l 送信した時点で生じるものとする。